

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p>(※7) 救援者費用等 保険金 (特約)</p>	<p>旅行行程中に次のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)または被保険者の親族が費用(捜索救助費用、交通費、宿泊料、移送費用等)を負担した場合</p> <p>(1) 被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>(2) 急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(3) 事故によりケガをされ、そのケガのため事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p>	<p>左記の費用のうち、社会通念上妥当な額をお支払いします。</p> <p>(注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が費用の額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額</p> <p>② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> $\text{保険金の額} = \text{費用の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失による損害</li> <li>・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>・戦争、内乱、暴動などによる損害(※3)</li> <li>・脳疾患、疾病、心神喪失</li> <li>・妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置 など</li> </ul>
<p>臨時費用 保険金</p>	<p>被保険者が旅行行程中に第三者の行為によりケガをされ、その直接の結果として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)</p>	<p>臨時費用保険金(60万円)の全額をお支払いします。</p>	<p>前記傷害保険金欄に記載した事由のほか、被保険者の同居の親族の行為によって生じたケガに対しても保険金をお支払いできません。</p>
<p>(※7) 携行品損害 保険金 (特約)</p>	<p>旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品について、偶然な事故により損害が生じた場合</p> <p>(注) 次の物は保険の対象となりませんのでご注意ください。有価証券、預貯金証書、クレジットカード、印紙、切手、鉄道等の定期券、稿本、設計書、義歯、コンタクトレンズ、自動車、原動機付自転車、山岳登山などの危険なスポーツのための用具、動・植物 など</p>	<p>被害物の時価を基準に算定した損害額から、1回の事故につき3,000円(自己負担額)を差し引いた額をお支払いします。ただし、携行品1個(1組または1対)につき10万円、現金・乗車券等については合計して5万円を限度とします。</p> <p>(注1) 複数回お支払い事由が発生した場合でも、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。</p> <p>① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額</p> <p>② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。</p> $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意または重大な過失による損害</li> <li>・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害</li> <li>・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害</li> <li>・戦争、内乱、暴動などによる損害(※3)</li> <li>・携行品の置き忘れ、紛失</li> <li>・自然の消耗、かび、変色</li> <li>・擦り傷、塗料のはがれなど単なる外観の損傷 など</li> </ul>
<p>オプション 航空機 欠航補償保険</p>	<p>航空機を利用する国内旅行において、利用予定航空機が台風、濃霧、ストライキなどの偶然な事由により欠航または着陸地変更となったために、旅行参加者が予定外の支出を余儀なくされた場合</p> <p>※ 加入上のご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内航空機の利用に限ります。</li> <li>・旅行開始日の10日前までにお申し込みください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●追加宿泊費用</li> <li>●追加交通費用</li> <li>●追加食事費用</li> </ul> <p>ただし、宿泊費、交通費の払い戻しを受けた場合は、その金額を控除してお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者(保険契約者・被保険者の役員ならびに旅行参加者)の故意・重過失・法令違反</li> <li>・戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他類似の事変または暴動</li> <li>・地震・噴火・これらによる津波</li> <li>・核燃料物質の放射性、爆発性その他有害な特性による事故 など</li> </ul>

### ■ ご加入の際のご注意

- ① ご加入できる方 株式会社農協観光の取扱う旅行に参加する方。
- ② 死亡保険金受取人の指定 死亡保険金受取人を指定する場合は、必ず被保険者の同意が必要です。同意がない場合は、ご契約は無効となります。
- ③ 保険契約の無効 上記②のほか、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。この場合、保険料は返還しません。
- ④ 保険料領収前に生じた事故 保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### ■ 代理請求制度について

～ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください～

この保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。方が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

### ■ ご加入後のご注意

死亡保険金受取人の変更  
ご加入後、死亡保険金受取人を変更(新たに指定する場合があります。)する場合は、農協観光または共栄火災までお申し出ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

■このパンフレットは「<農協観光専用>国内旅行総合保険」と「航空機欠航補償保険(費用利益保険普通保険約款+旅行変更費用保険特約条項)+包括契約に関する特約条項(旅行変更費用保険用)」の概要を説明したものです。ご加入の際には、「重要事項説明書」をご覧ください。なお、不明な点につきましては、農協観光または共栄火災にお問い合わせください。■ご加入の際には加入票の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。■代理店は保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、代理店と締結して有効に成立した契約については、保険会社と直接契約されたものとなります。

### ■ もし事故が起きたときは

- ① 事故の通知 万一事故が発生した場合には、すみやかに農協観光までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- ② 賠償事故の場合 共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、賠償責任事故が発生した場合には、共栄火災の担当部署からの助言に基づき、被保険者(保険の補償を受けられる方)ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、共栄火災の承認を得ないで、示談を締結された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

### ■ 保険期間の自動延長について

次の①～⑥の事由に該当し、被保険者の旅行の最終目的地への到着が遅延した場合は保険期間の末日の午後12時から保険期間を自動的に延長します。ただし、③～⑥に該当する場合は、延長する期間は最大48時間とします。

- ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束。
- ② 被保険者が誘拐されたこと。
- ③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休。
- ④ 交通機関の搭乗受付業務に不備があったことによる搭乗不能。
- ⑤ 被保険者が治療を受けたこと。
- ⑥ 被保険者の同行家族または同行予定者が入院したこと。

**NTOUR**  
2019年2月改  
農協観光用  
2019年4月1日以降保険始期用  
**共栄火災**



## 〈農協観光専用〉国内旅行総合保険

旅行業者が締結する国内旅行傷害保険契約に関する特約・包括契約に関する特約・往復途中における傷害補償特約付帯

**13泊14日まで**

## 国内旅行総合保険

ご自宅を「出発」してからご自宅に「帰宅」するまでの旅行期間中を補償します。

### ケガをしたとき (傷害事故)

国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故でケガをされたり、亡くなられた場合に保険金をお支払いします。

- 死亡・後遺障害保険金
- 入院保険金
- 手術保険金
- 通院保険金

- バスの降車中、バステップを踏みはずしてケガをした。
- 駐車場の段差につまずいて転倒しケガをした。
- 急激かつ偶然な外来の事故とは…
- 宿泊中のホテルのお風呂場で転倒してケガをした。



※ 急激かつ偶然な外来の事故とは…  
下記3項目を全て満たす場合をいいます。  
○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと  
○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの  
○外来性=身体の外部からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>  
日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くずずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは、“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

※ すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

### ごめんなさいで済まないとき (賠償責任事故)

国内旅行中に、誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- おみやげ店でうっかり商品を壊した。
- 美術館の展示品を誤って壊してしまった。
- 歩行中、他人にぶつかりケガをさせてしまった。



### 大切なものにアクシデントが起きたとき (携行品損害事故)

国内旅行中に持ち出していた身の回り品が盗難・破損・火災などの偶然な事故で損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

- カメラや腕時計を落として壊してしまいました。
- 旅行バッグなどを盗まれてしまった。
- 宿泊中のホテルが火災になり手荷物が焼失した。



### 緊急事態になったとき (救援者費用等損害)

国内旅行中に飛行機もしくは船舶事故で行方不明または遭難した場合などに、次の費用を保険金としてお支払いします。

- 検索救助費用
- 宿泊料
- 交通費
- 移送費用 など
- 船が沈没して遭難した。



### 第三者の行為で亡くなられたとき (臨時費用)

国内旅行中に第三者の行為によるケガがもとで、被保険者(保険の補償を受けられる方)の方が亡くなられたときに臨時費用保険金(60万円)をお支払いします。

- 葬儀を行った。



引受保険会社 **共栄火災海上保険株式会社**  
本社/〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6  
ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp>

お問い合わせ先 **株式会社 農協観光**  
本社/東京都千代田区外神田1-16-8

PB102000('19.01作成)K  
A18-1886-20200107

# TOUR と 共栄火災 があなたの万が一のトラブルを強力にサポートします。

団体旅行の幹事様には  
特にお薦めです!!

## 旅行の安心をサポート

国内旅行総合保険(うきうき)は、楽しい旅行に安心をプラスして、もっと快適なお時間をお過ごしいただくために、さまざまなアクシデントを補償します。

## 旅先では、何が起きるかわかりません

傷害保険(基本契約)に4つの特約を組み合わせた充実した補償がこの保険の魅力です。  
※このプラン以外のお引き受けはできません。

## 安心はご出発からご帰宅まで続きます

たとえば目的地までの移動中(列車、飛行機、船、バス、自動車などに搭乗中)の事故や旅先での観光、スポーツ、買物中、また、宿で起きた事故などを補償します。

### 事故事例

#### 観光中(屋外・徒歩)での事故

フェリー乗り場の階段でつまずき転倒、頸椎を骨折した。  
→支払保険金 **679,000円** (入院97日)  
そのまま入院となり、家族が救援に向かった。  
+救援者費用等保険金 **215,820円** (家族2名分)



#### 旅館施設内(浴場)での事故

大浴場の出口でつまずき、右手首を骨折した。  
→支払保険金 **92,000円** (入院5日・通院16日)  
※ 飲酒後の入浴時の事故が増えています。飲酒後の入浴には注意しましょう!



#### 交通乗用具搭乗・乗降中(停留場)での事故

停留場の段差から転落し、後頭部を打撲した。  
→支払保険金 **1,504,000円** (入院168日)  
+後遺障害保険金 **5,553,375円**



#### 観光施設内(店舗)での事故

レストラン店内で廊下のフローリングで足を滑らせ転倒した。右大腿骨頸部骨折。  
→支払保険金 **190,000円** (入院21日・通院1日)



#### 賠償事故

誤って客室の照明器具を破損させた。  
→支払保険金 **45,000円**



#### 携行品損害

写真撮影するときカメラを落として破損してしまった。  
→支払保険金 **24,000円**



※ 上記は事例であり、実際にお支払いする保険金は、ご契約プランにより異なります。

## ご契約プラン

※1名あたり補償金額・保険料です。

補償内容	旅行期間	日帰り	1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで	13泊14日まで
ご契約タイプコード		A1	A2	A3	A4	A5
死亡・後遺障害		795万円	795万円	1,150万円	1,400万円	1,545万円
入院保険金日額		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
通院保険金日額		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
賠償責任		3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
救援者費用等		50万円	50万円	50万円	50万円	50万円
臨時費用		60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
携行品損害	1事故につき自己負担額3,000円	ベーシックタイプには携行品損害の補償はありません。				
合計保険料		450円	450円	500円	550円	600円

補償内容	旅行期間	日帰り	1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで	13泊14日まで
ご契約タイプコード		B1	B2	B3	B4	B5
死亡・後遺障害		750万円	750万円	1,105万円	970万円	935万円
入院保険金日額		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
通院保険金日額		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
賠償責任		3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
救援者費用等		100万円	100万円	100万円	100万円	100万円
臨時費用		60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
携行品損害	1事故につき自己負担額3,000円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
合計保険料		650円	650円	700円	750円	850円

補償内容	旅行期間	日帰り	1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで	13泊14日まで
ご契約タイプコード		C1	C2	C3	C4	C5
死亡・後遺障害		2,145万円	2,145万円	2,850万円	2,760万円	2,985万円
入院保険金日額		15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
通院保険金日額		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
救援者費用等		300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
臨時費用		60万円	60万円	60万円	60万円	60万円
携行品損害	1事故につき自己負担額3,000円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
合計保険料		1,200円	1,200円	1,300円	1,400円	1,600円

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの日本国内(※1)における旅行行程(以下「旅行行程」といいます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	・ 保険契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ・ けんかや自殺、犯罪行為を行うことによるケガ ・ 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・ 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・ 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・ 戦争、内乱、暴動などによるケガ(※3) ・ ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ・ 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ ・ むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ※ 医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後遺障害保険金	旅行行程中に事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注) 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	など
入院保険金	旅行行程中に事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数(180日限度) (注1) 事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2) 入院保険金がお支払される期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	・ 保険契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害賠償責任 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・ 戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※3) ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ・ 被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・ 受託品に対する損害賠償責任(ただし、ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ・ 自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
手術保険金	旅行行程中に事故によりケガ(※2)をされ、そのケガの治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に、病院または診療所において所定の手術(※4)を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合…入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合…入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注) 事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	・ 被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害賠償責任 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・ 戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※3) ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ・ 被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・ 受託品に対する損害賠償責任(ただし、ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ・ 自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
通院保険金	旅行行程中に事故によりケガ(※2)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1) 通院保険金がお支払される期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2) 通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※5)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(※6)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	・ 被保険者(保険の補償を受けられる方)の故意による損害賠償責任 ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ・ 戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※3) ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ・ 被保険者と同居する親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ・ 受託品に対する損害賠償責任(ただし、ホテル等の宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。) ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ・ 自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

### 賠償責任保険金(特約)

被保険者本人(注)が旅行行程中に偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

(注) 被保険者本人が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額

(注1) 損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。  
(注2) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。  
(注3) 他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のうちいずれかを保険金としてお支払いします。  
① 他の保険契約等から保険金または共済金がお支払されていない場合  
・ この保険契約の支払責任額  
② 他の保険契約等から保険金または共済金がお支払された場合  
・ 次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$$

(注4) 訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いとなります。

旅行期間(保険期間)	期間共通	
タイプ	I型	II型
1フライト・1名あたりのお支払限度額	15,000円	20,000円
1フライト・1名あたりの保険料	135円	180円

航空機欠航補償保険  
(この保険は、キャンセル料のお申し込みと併せてお申し込みください)

① 国内航空機の利用に限ります。  
② お申し込み期限は旅行開始日の10日前までとなります。  
③ お申し込み期限後の取消しはできませんのでご注意ください。  
④ 1フライトとは、出発地から到着地までの片道飛行をいい、搭乗日と同じ日の乗り継ぎ便も含まれます。

### 事故事例(II型加入の例)

沖縄から羽田に帰る予定日に、台風の影響により搭乗予定の飛行機が欠航となった。やむを得ず、那覇市内のホテルに宿泊し、翌日の飛行機で帰京した。

< 追加で発生した費用 >

- ホテル宿泊代(1泊2食) @ 16,000円×100名
- バス代(空港⇄ホテル間往復) @ 500円×100名

→支払保険金 **1,650,000円** (16,500円/人×100名)

(※1) 乗客として搭乗している航空機または船舶(日本国外に寄港する予定のものを除きます。)、通常の航路により日本国外を通過する場合または当該航空機もしくは船舶に対する第三者による不法な支配その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により日本国外に出た場合は、日本国外における事故も含みます。(※2) 傷害保険金における「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。また、他の傷害保険とは異なり「細菌性食中毒およびウイルス性食中毒」も含まれます。(※3) 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガや損害は補償の対象となります。(※4) 対象となる手術は以下の①・②とします。①公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などのお支払い対象外の手術があります。②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払いの対象外となるものがあります。(※5) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨、胸骨等の保険約款に記載の部分を含みます。(※6) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネ等の硬性の固定具をいいます。(※7) 「賠償責任補償特約」、「携行品損害補償特約」、「救援者費用補償特約」につきましては、お客様やご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)」、特約がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご加入ください。(注) 確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、そのご契約を解約されたり、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。